

中国化学肥料輸出関税の変遷

中国化学肥料の輸出関税は中国国内の経済、特に農業生産状況及び世界の貿易状況により変動している。以下は中国化学肥料の輸出関税の変遷を簡単にまとめたものである。

一、1980～2004年

1979年から中国政府が増税（日本の消費税に似ているもの）を導入した。化学肥料にも増税がかかるが、輸出の場合は還付される。その後化学肥料の輸出が急増し、国内農業生産の需要を脅かすまで発展してきた。2004年3月15日、中国政府財政部と税務総局から緊急通知を発し、2004年3月16日から尿素の輸出に対して増税の還付を停止する。また、2004年4月2日からDAPの輸出にも増税の還付を停止する。これにより、化学肥料の輸出に対して増税の還付政策を終了した。

二、2005～2016年

2005年から化学肥料の輸出に対して暫定輸出関税と特別輸出関税の2本立てで正式に徴収することになった。2005～2013年、尿素とDAP、化成肥料に対して期間差別関税を実施した。すなわち、1～9月を需要期として、高い輸出関税率を設定し、10～12月を非需要期として、需要期より低い輸出関税率を設定し徴収する。ほかの化学肥料に対しては年間同じ率の輸出関税を徴収する。2008年9月、尿素の輸出関税が185%に達した。

中国国内化学肥料産業の発展に伴い、生産能力が急増し、余った生産能力を消化するため、2014年から輸出関税の引き下げを逐次に行った。まず、2014年からNPK化成肥料と加里肥料に対して年間通じて30%の輸出関税を徴収する。その他の化学肥料に対して需要期に15%+50人民元／トン、非需要期に50人民元／トンの輸出関税に変更した。

2015～2016年は需要期と非需要期の区分を撤廃して、年間を通じて尿素が80人民元／トン、DAPとMAPが100人民元／トン、塩化加里と硫酸加里が600人民元／トン、NPK化成肥料、その他の加里肥料が30%、硫安と塩安が0%に引き下げた。

三、2017～2018年

2017年から窒素肥料とりん酸肥料の輸出関税を完全に撤廃した。塩化加里と硫酸加里のような加里肥料および加里を含む化成肥料の輸出関税だけが残った。

四、2019年

中国政府が国内化学肥料産業を維持することに加え、WTOルールを順守するよう諸外国からの圧力をかわし、アメリカとの貿易摩擦に引き起こした悪影響を緩和するため、2019年1月1日からすべての化学肥料の輸出関税を撤廃する。

これにより14年間続いている中国化学肥料の輸出関税は幕引きとなった。